

北野しもいち 彩の里

<令和4年度 事業計画>

1 基本方針

北野しもいち彩の里は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより、常に利用する方の立場に立った介護サービスを提供する。

サービスの提供においては施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理を行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする。

施設の運営に当たっては、利用者様の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、「ゆっくり」、「ゆったり」、「ゆとり」のある施設生活を目指す。

以上のことを踏まえ、次のような基本方針に基づき、介護サービスを提供する。

(1) 「自分らしい生活」を実現するための支援

施設生活が“生活の場”になるには、これまでの生活習慣に十分に配慮され、自身の生き方（価値観）が尊重される介護観に基づく日常生活が保障されて初めて成立する。

家族と離れて生活することの孤立感、加齢に伴う心身機能低下への不安を抱えた要介護高齢者の気持ちを理解し、個人の尊厳を尊重した個別ケアを行うことにより、利用者様が心豊かに生活できるよう支援する。

(2) 支援能力の向上

特養は多くの専門職がチームを組んで利用者への介護を行っている。その優位性を活かすとともに、より専門性を高め、資質の向上に努める。

- ・新人研修の実施と内容の充実化
- ・定期的な職場内研修の実施、研修報告会の実施
- ・外部研修への計画的な参加（新型コロナウイルス感染状況を考慮して検討）

(3) 地域福祉の推進

福祉施設は地域福祉の推進という重要な社会的使命を負っている。地域で暮らす様々な福祉ニーズを持った方々が快適に過ごせるための町づくりや活動のリーダーシップを発揮していかなければならない。

2 支援計画

(1) ケアプランに基づいた介護サービスの提供

- ①居室担当者は、担当入居者様のADL、健康、心理、生活全般の日常観察と状態の変化等の把握に努める。
- ②介護支援専門員が作成するケアプランの原案過程ではユニットリーダーの助言を求める。
- ③各専門職者で行われるケアカンファレンスは、「いま何を望んでいるのか」「いまだどのような支援が必要か」直近の情報交換を通じた専門的、多角的な視点から生活支援の内容と方法について検討していく。
- ④作成したケアプランに基づき、介護サービスを提供する。

(2) 安心・安全・快適な生活環境の整備

- ①居室担当者は、各受け持ち居室の環境整備に努める。
- ②各委員会のメンバーは、委員会の任務と役割に応じて生活環境の整備に努める。
- ③ユニットリーダーは生活環境全般の整備と改善にリーダーシップを執る。

(3) 身体拘束廃止の取り組み

- ①北野しもいち彩の里では、原則身体拘束のない介護の提供を行う。
- ②職員は研修等により、身体拘束に対する知識を深め、やむおえないケースであっても、経過観察を踏まえた情報交換を行い、拘束廃止に向けた取り組みを推進する。

(4) 余暇活動の充実を図り、潤いのある日常生活の場の提供

(前年度同様、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、その都度検討が必要であるが、基本方針は以下のとおりとする。)

- ①入居者様に外出の機会を提供し、生活にはりや変化をつける。
- ②毎月のイベントや行事には、レクレーション委員会が中心となりボランティアの参加協力を含め、内容の充実を図る。
- ③日々の余暇活動はユニット単位で行い、心身の活性化を図る。

(5) 感染症対策の強化

- ①新型コロナウイルスの感染状況に留意し、感染防止対策を強化する。
- ②ボランティアの受け入れ、認知症カフェ、地域との交流等は前年度に引き続き休止とする(感染状況を注視し、実施可能な状況になれば再開予定)。

(6) 機能訓練の充実

<令和4年1月より病院の理学療法士と連携し、訓練内容の充実・生活環境の改善を目的とした機能訓練に取り組んでいます>

特養・ショートステイ・デイサービスにおいて、ご利用者様の心身状況等に応じて、日常生活を営む為に必要な機能を改善もしくはその減退を予防する訓練を実施する。

- ①機能訓練指導員による個別機能訓練・集団機能訓練・リラクゼーションの実施。
- ②生活行為全般の支援を通じた残存機能の維持・向上。
- ③ご自宅での生活環境とご本人の身体・精神状況を踏まえた訓練の実施。

(7) サービスマナーの向上

「サービスマナーとは、相手を大切に思う気持ちを状況(場面)に応じて適切に表現する」福祉実践そのものを指している。

彩の里での生活は、職員のサービスマナーによって大きく変わってくる。どんなに安全にトランスファー介助がなされたとしても、声かけもなく目を見ることもなく、力任せにされたなら、介助は苦痛となる。

サービスマナーの向上は、“介護の質”を高め、なによりも入居者様にとって心地よい生活空間と利用満足をもたらす原動力そのものである。

「相手を大切に思う気持ち」からの挨拶、声かけ、目を見ての会話、丁寧

な介助の提供が日々の場面で実際にどのように行われているか、ついて一
個人として、そして施設全体として不断に自己点検と相互点検を行い、サ
ービスマナーの向上に努めなければならない。

3 事業内容

- ・特別養護老人ホーム定員：90床
- ・ショートステイ定員：10床
- ・デイサービス定員：25人/日
- ・居宅介護支援事業

4 事業目標

- ・特別養護老人ホームの入居について、満床維持を目標とし、待機者を確保する。
- ・ショートステイの稼働率 85%以上
- ・デイサービスの1日平均利用者数 22人以上
- ・ケアプランセンターの稼働率を今年度末までに90%以上を目指す。